

議案第 4 1 号

山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について  
山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

山陽小野田市水道事業給水条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 1 9 5 号）  
の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項及び第 3 9 条第 2 項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に  
改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

山陽小野田市水道事業給水条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第 5 条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号。以下「法」という。）第 1 6 条の 2 第 3 項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）、見込、廃止及び一部撤去工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第 5 条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号。以下「法」という。）第 1 6 条の 2 第 3 項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）、見込、廃止及び一部撤去工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第 3 9 条 (略)</p> <p>2 管理者は、給水を受けようとする者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 1 6 条の 2 第 3 項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第 3 9 条 (略)</p> <p>2 管理者は、給水を受けようとする者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 1 6 条の 2 第 3 項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>